

大阪コロナ重症センター（新型コロナウイルス感染症重症患者専用施設）
整備事業補助の概要

1 概要

- 大阪府では、府内医療機関に要請・支援を行うとともに、大阪コロナ重症センターを整備し、新型コロナウイルス感染症の拡大に備えて病床確保に努めてきたものの、今後の感染拡大に備え、更なる重症病床の確保策が必要となっている。
- そのため、広く府内の医療機関から新型コロナウイルス感染症に対応する専用病棟の整備計画を募集し、必要となる施設整備等に対して補助を行うこととする。

2 目的

- 新型コロナウイルス感染症に対応する重症患者専用施設の整備を促進し、更なる病床を確保することを目的とする。

3 対象医療機関

- 以下の要件を満たす医療機関
 - ① 既存の医療機関の敷地内または隣接する土地に仮設の新型コロナウイルス感染症の専用病棟を整備し、運営すること。または、既存の施設内に簡易病室を新型コロナウイルス感染症の専用病床として整備し、運営すること。
 - ② 重症病床 10 床以上を追加で確保すること
(既存の病床とあわせて 20 床を超えて確保すること)
 - ③ 1 日当たりの患者受入は、確保病床数の 1/10 程度の受入を可能とすること
 - ④ 原則、設置から 2 年間常時運営[※]を行うこと
(※フェーズに応じた運用数は府と協議して決定する。)
 - ⑤ 必要となる人員については、自院（もしくは法人内）で確保すること

4 優先する計画内容

- 以下の内容を満たす計画を優先する
 - ① 重症病床の確保数が多いもの
 - ② 重症病床の整備にかかる費用が低いもの
 - ③ 病床の運用開始が早いもの
 - ④ 透析治療に対応できるもの

5 補助内容

- 仮設の専用病棟を整備する場合、重症病床 1 床につき 5,000 万円を補助上限とする。

(リースの場合、2年間のリース契約にかかる経費の総額は事業費総額の上限額を超えてはならない。)

- 既存の施設内に簡易病室を整備する場合、1床につき5,000万円を補助上限とする。
- 既存の受入医療機関について、現在の確保病床を廃止する場合は、府と協議すること。

6 運営に係る留意事項

- 医療法上の取り扱い
医療法施行規則第10条但し書きに規定する臨時応急施設の運用を可能とする。
- 入院受入医療機関の種別
重点医療機関の指定を行うことを想定
- 運営に係る支援
入院受入医療機関を対象とした各種補助等により支援を実施。
(但し、令和4年度以降の支援については府との協議により決定)
 - ・病床確保に関する補助(空床補償)
 - ・特殊勤務手当の支給補助
 - ・宿泊施設借上費用の補助
 - ・必要物資の確保、配布 など

7 その他

- 交付申請前に人員確保計画を含めた整備計画案を作成し、府と協議すること。
- 補助事業により整備した病床は正当な理由がある場合を除き、病床整備計画どおり運用しなければならない。
- 府による交付決定の後、速やかに事業に着手し、原則として令和3年10月1日を目途に運用を開始すること

8 提出書類等

- 提出書類：病床整備計画書
- 提出期限：令和3年5月21日(金曜日)
- 提出先：大阪府健康医療部保健医療室感染症対策支援課病院支援第一グループ